

給 傷病手当金の適用期間を延長

コロナに感染またはその疑いがあり勤務することができず給与等が減少またはなくなった方に傷病手当金を支給します。

対象者 下記をすべて満たす方

- ①宮古島市国民健康保険に加入している方
- ②雇い主から給与の支払いを受けている方
- ③適用期間中に新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われたため勤務することができず給与等の全部または一部の支払いを受けることができない方

適用期間 令和3年9月30日(木)まで

■支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日からその労務に服することができない期間(最長1年6ヶ月間)のうち、就労を予定していた日。

必要書類

1. 事業主が勤務状況(直近3ヶ月間の就労日数及び療養のため休んだ期間)及び直近3ヶ月に支払われた給与を記載したもの。
2. 医療機関が発行した傷病名や労務不能と認められた期間等を記載したもの。
※指定の様式がありますので、申請の際は事前に国民健康保険課庶務給付係へご連絡ください。

支給額

(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×就労を予定していた日数
※給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額または支給されないことがあります。
※支給額には上限があります。

申請方法

必要書類を国民健康保険課に持参し申請。
※申請の際にいくつか確認事項があります。

■お問合せ

国民健康保険課 庶務給付係 ☎73-1973
(受付時間: 平日 8:30 ~ 17:00)

免 国民健康保険税の減免申請

コロナの影響により、主たる生計維持者(世帯主)が下記に該当する場合、国民健康保険税が減免できます。※減免には、申請後承認が必要。

対象者 ①または②に該当する世帯の方。

① コロナの影響で世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

→令和3年度分の国民健康保険税が全額免除

② コロナの影響で世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方

→令和3年度分の国民健康保険税が一部免除

※世帯主が下記すべてに該当する場合

1. 令和3年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和2年中と比べて10分の7以下に減少見込み
2. 令和2年中の所得の合計が1,000万円以下
3. 収入減少が見込まれる所得を除いて、令和2年中の所得の合計額が400万円以下

対象外 令和2年の所得が0円以下の方

65歳未満の非自発的失業者で非自発的に失業した軽減措置に該当する場合。

申請方法 下記を国民健康保険課に持参し申請。

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書・同意書※
 - ・世帯主の令和2年の確定申告書の写しまたは源泉徴収票(持続化給付金等の各種給付金を受給した方は、その給付金額がわかる資料も必要です)
 - ・世帯主の令和3年1月から申請日現在までの収入がわかるもの(売上帳簿や給与明細書など)
 - ・事業等収入明細書(自営業等の方)※
 - ・給与等明細書(給与収入の方)※
 - ・医師による死亡診断書や傷病診断書(世帯主が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合)
 - ・雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付されている方)
- ※印の書類は国民健康保険課で配布します。

申請期限 令和4年3月18日(金)

問 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎73-1973

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困りの方へ

給 生活困窮者自立支援金

コロナの影響で緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労等による自立を図るため、本支援金を支給します。

支給対象世帯

- 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯

上記に該当したうえで、その他全ての条件を満たしている世帯が対象です。

対象世帯には申請書類を郵送しています。詳しくは同封した資料をご確認ください。

支給額 単身世帯6万円、2人世帯8万円
3人以上世帯10万円
※住居確保給付金と併給可。

支給期間 3ヶ月間

申請期限 令和3年8月31日(火) ※必着

申請方法 必要書類を揃えて、福祉政策課へ郵送または持参。
※持参の場合は予約が必要です。

問 福祉政策課 ☎73-1981

免 国民年金の免除制度

コロナの影響で収入が減って、国民年金(月額16,610円)の支払いが難しい場合は、「臨時特例免除」が活用できます。

■必要書類

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書

給 低所得者支援金の支給

コロナの影響で収入が減り、心身共に相当な負担を受け生活が不安定になっている低所得者を支援するため支援金を支給します。

対象者 下記をすべて満たす方

- ①令和3年7月1日時点で本市の住民基本台帳に記載されており、現在も本市に居住する方
※R3.3.31時点で世帯に18歳未満の子がいる世帯を除く
- ②令和3年度市県民税(均等割)非課税世帯の世帯員(世帯員全員が非課税であること)
※市県民税未申告の方は対象外。R3.9.30までに税務課で申告の上、世帯員全員が非課税であれば対象となります。

支給額 対象者1人当たり一律2万円

支給の手続き

市県民税(均等割)非課税者あてに、税務課から「非課税通知書」を発送(※未申告者除く)します。対象者の条件を満たす方は同封する申請書に必要事項を記入し期限内に返信してください。書類に不備がなければ、到着後2週間を目途に指定口座へ支援金が振込まれます。

返信期限 令和3年10月29日(金)
※当日消印有効

問 宮古島市低所得者支援金給付室 ☎75-3016

※申込み後、審査があります。
※訪問での免除申請もできます。
ご希望の際はご連絡ください。

詳しくは日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)
または下記までお問合せください。

問 平良年金事務所 国民年金課
☎72-3650(自動音声②→②)

